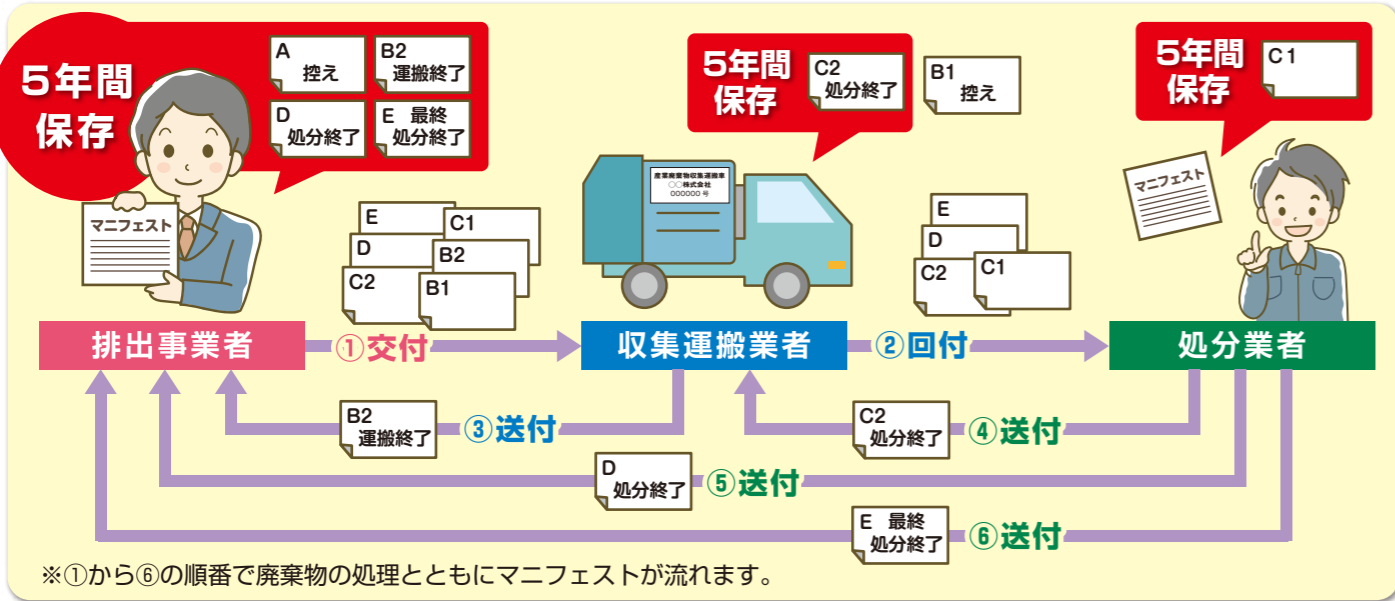


マニフェストの管理

マニフェスト（産業廃棄物管理票）は、排出事業者が処理業者に委託した産業廃棄物が委託契約書どおりに引き渡され、適正に処理されているか確認するためのものです。マニフェストの未交付、虚偽記載等には、1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金刑が設けられています。

●紙マニフェストの流れ

処理業者から送付されるマニフェストの写しで、処分が完了したことを確認します。



電子マニフェスト

電子マニフェストとは、マニフェストの情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。※利用には3者の加入が必要になります。

使用義務者

前々年度の**特別管理産業廃棄物の排出量が50トン以上** (PCB廃棄物を除く) の事業場を設置している事業者



← 詳しくは松山市 HP 「特別管理産業廃棄物 多量排出事業者等は 電子マニフェストの導入が 義務化されました」

使用義務対象者が紙マニフェストを交付した場合は、1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金が科せられる場合があります。

メリット

事務の効率化

- パソコンやスマートフォンで入力可能
- 処理状況の確認が容易
- 毎年の産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要
- 紙伝票の保管が不要(システムの記録を5年間確認可能)

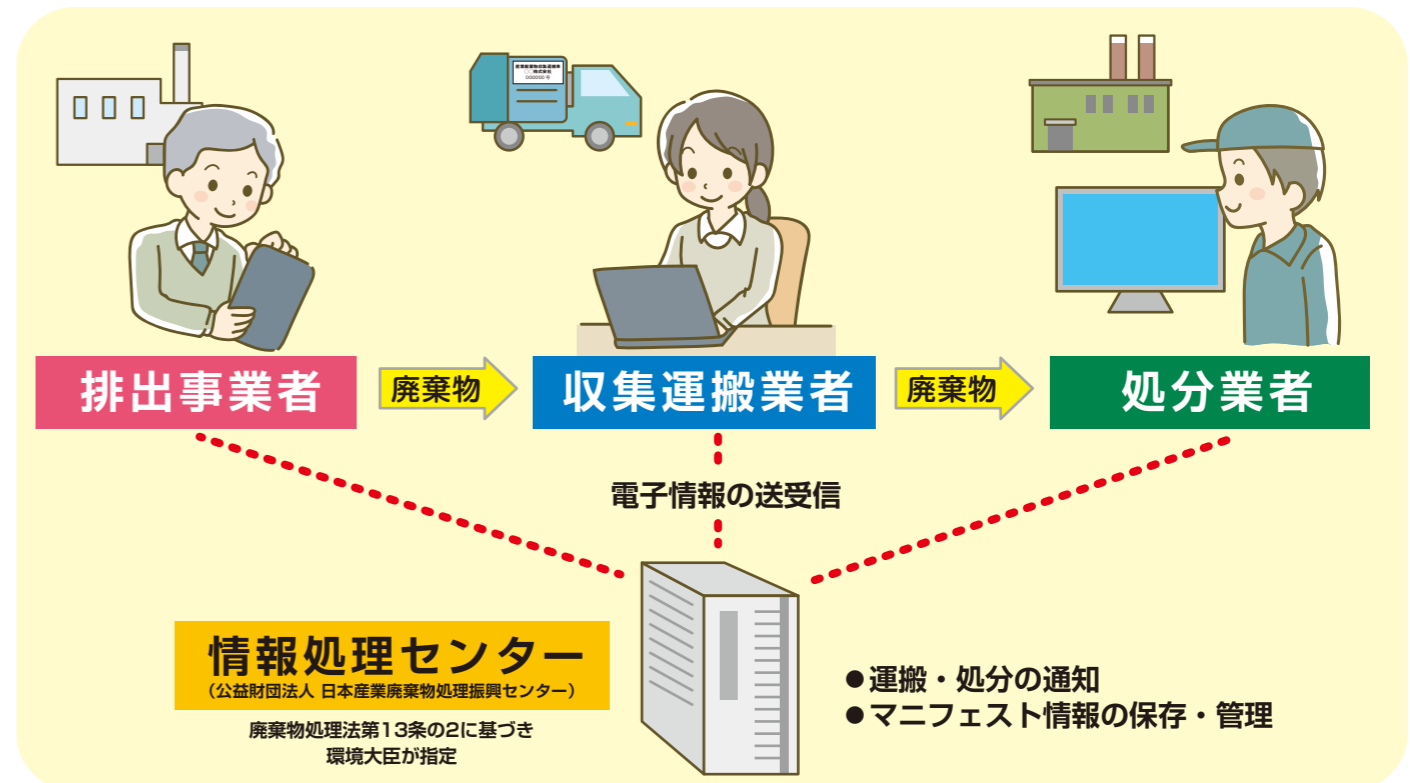
法令の遵守

- 法定記載事項の記載(入力)漏れがない
- 確認期限の通知が来るので確認漏れを防止できる

データの透明性

- 排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が常に閲覧・監視
- 第三者である情報処理センターがマニフェスト情報を管理・保存

ぜひ、積極的な加入をお願いします



紙マニフェストの交付

排出事業者は産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託した場合に、委託した**産業廃棄物の受渡しと同時にマニフェストを交付**します。

- ✓ 廃棄物の種類ごと、運搬先ごとにマニフェストを交付します。
- ✓ 運搬車ごとにマニフェストを交付します。
※複数の車が同時に同じ運搬先に運ぶ場合は、1回の引渡しとして交付してもかまいません。
- ✓ 廃棄物の種類・数量、交付者氏名や、受託者氏名、最終処分先の記入内容を確認してから交付します。



紙マニフェストの保存

排出事業者は収集運搬業者、処分業者から送付された以下のマニフェストを、**交付した日または送付を受けた日から5年間保存**しなければなりません。

1. 交付したマニフェストの控え (A 票)
2. 運搬終了後、10日以内に収集運搬業者から送付される写し (B2 票)
※積替え保管を行った場合は、ほかに B4 票、B6 票が送付されます。
3. 処分終了後、10日以内に処分業者から送付される写し (D 票)
4. 最終処分終了の確認後、10日以内に処分業者から送付される写し (E 票)

